

運営委託契約書（案）に対する質問の回答

NO	頁	条	項	号	別紙	項目	質問等	回答
1	-					基本条項 3 委託期間	本施設の運営に係る業務の委託期間が「契約締結日の翌日から平成53年3月31日まで」となっておりますが、建設期間中の本施設に係る業務（清掃、警備等含む）は、建設請負の業務内容に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	-					別添内訳書 1	固定費（補修費等）については、各年の施設点検結果に基づき、補修計画の変更等が想定されますので、25年総額に変更がないことを前提に、各年の金額変更は認めて頂けるとの解釈でよろしいでしょうか。	実際の補修計画の実施状況により、組合と受託者の協議の上、組合が合理的と判断した場合、可とします。
3	2	2	6			契約保証金	「甲は、本契約が履行されたとき、又は第60条第1項の規定により本件契約が解除されたときは・・・乙に返還する。」とありますが、本契約第63条に基づき本件契約が解除された場合においても乙に返還されるものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	2	5	1			一括再委託等の禁止	乙の株主（構成員）は、条文中の第三者にあたらぬとの解釈でよろしいでしょうか。	第三者に該当します。
5	3	5	2			一括再委託等の禁止	乙の株主（構成員）は、条文中の第三者にあたらぬとの解釈でよろしいでしょうか。	第三者に該当します。
6	6	21				搬入禁止物の取扱い	パッカー車による搬入などの場合、即座に目視検査等で搬入禁止物を確認し、排除できないことが想定されます。ピット攪拌時や投入時に確認され、排除した搬入禁止物などは、ただし書きに記載されるような運用がなされるとの理解でよろしいでしょうか。また仮にも、乙が一般廃棄物である搬入禁止物を処分することはできないのではないのでしょうか。	運営委託契約書(案)第21条第3項を「乙は、前項により排除した搬入禁止物を、搬入禁止物貯留ヤードに運搬し、甲が指定する場所へ当該搬入禁止物を運搬すること。搬入禁止物の処分は甲が行う。」に修正します。
7	6	24				焼却灰及び飛灰処理物の取扱い	「乙は、・・・本施設より甲の最終処分場へ運搬しなければならない」とありますが、甲により最終処分場の場所、住所が変更になった場合は、委託費の改定の対象なり、甲と乙が協議することよろしいでしょうか。	指定する場所が変更になった場合は協議に応じます。
8	7	25	3			資源物の有効利用	「乙は、・・・資源物を利活用できなかった場合は、・・・甲が指定する最終処分場まで運搬する。」とありますが、最終処分費は甲の負担と考えてよろしいでしょうか。	処分費は甲が負担しますが、できるだけ利活用して下さい。利活用できなかった場合は、できない理由は確認します。
9	7	25	3			資源物の有効利用	「乙は・・・甲が指定する最終処分場まで運搬する。」とありますが、資源物の利活用に向けて最大限努力する所存ですが、やむを得ず最終処分場にて処分する場合の処分費は不要との解釈でよろしいでしょうか。	No8をご参照下さい。
10	7	28				車両	業務に使用する車両はリース契約でもよろしいでしょうか。	可とします。ただし、運営事業者が、飛灰と焼却灰を組合の指定する場所まで運搬する場合、運営事業者が、運転手付きトラックリースにて対応することは不可とします。
11	8	33				発電設備の運転	「前項により発電した電力に関する全ての権利・・・甲に帰属する。」とありますが、発電した電力の所内利用分については、無償で提供頂けるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、省エネルギーに配慮して下さい。
12	8	33	4			発電設備の運転	「乙は、本施設への運営期間を通じた安定した電力の供給のために、電気事業者と自家発補給電力契約を締結し・・・」とありますが、平成22年8月27日提出の見積提案書の際に検討した非常用発電機の常用化については提案可能でしょうか。	組合としては非常用専用を標準と考えていますが、応募者の提案内容により常用兼用も可とします。
13	8	34				見学者への対応	見学問い合わせや受付業務は、組合殿所掌と考えてよろしいでしょうか。運営委託側対応の場合、問い合わせの代表電話が運営委託側の事務所電話番号となり、運営委託会社名対応にて問い合わせの混乱が生じるものと考えます。	スケジュール管理も含めて施設見学に関する事項は受託者が一元管理して下さい。その中で、行政視察の日程等は、組合と調整を行うものとします。行政視察は組合が対応します。
14	8	37	3			甲の検査	甲が検査業務を委託する第三者に対し、第71条（秘密の保持）に規定される守秘義務が課せられるものとの解釈でよろしいでしょうか。	組合と検査業務を委託する第三者間で締結される各契約書に規定される守秘義務は課せられます。
15	23	40 41			別紙3	2 要監視基準（環境保全基準）	COの要監視基準値は瞬時値のピークで判定されることとなりますが、一定時間継続することや頻発するなどの運用となるのでしょうか。	協議することとします。

運営委託契約書（案）に対する質問の回答

NO	頁	条	項	号	別紙	項目	質問等	回答
16	11	45	4			要求水準の未達成等に伴う費用負担及び固定費の減額	第4項の固定費減額は、ごみ処理に支障が出る場合に減額する、あるいは猶予期間はないのでしょうか。	運営委託契約書（案）に記載しているとおりとします。 第45条第4項による場合は、猶予期間はありません。
17	11	45	4	5		要求水準の未達成等に伴う費用負担及び固定費の減額	「乙の責めに帰すべき事由により、・・・本施設の運転停止が発生した場合、・・・甲が確認した日までの期間に相当する委託費のうち固定費を10%減額する」「乙の責めに帰すべき事由により、・・・本施設につき正常な運転ができるよう回復できない場合、・・・甲が確認した日までの期間に相当する委託費のうち固定費を10%減額する」とありますが、設計値を超える水銀が発生し排ガス中の水銀濃度が停止基準を超過した場合には以下の理由から「乙の責めに帰すべき事由」とはならないとして頂けないでしょうか。 ごみ中に水銀が混入することは、悪質な搬入者が居た場合運営事業者には防ぐことができないこと 水銀の入口設計値を元に機器設計を行うため、設計値以上の水銀を除去することはできないこと 水銀濃度をばいじんの多い過集じん器の前には設置する事ができないため、ごみ中に水銀が混入した際に水銀の入口濃度が入口設計値を超えたことを証明することができないこと	状況を総合的に判断して協議することとします。
18	11	45	6			要求水準の未達成等に伴う費用負担及び固定費の減額	条文中に「前項及び第59条第2項の規定を含む」とありますが、「前二項及び第59条第2項の規定を含む」と考えてよろしいでしょうか。	「前項及び第59条第2項の規定を含む」は、「前2項及び第59条第2項の規定を含む」と読み替えて下さい。
19	11	46				ごみ量	「甲が提示している計画処理量」とありますが、平成22年6月21日にご回答頂いた25年間の計画ごみ量と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	11	47	2			ごみ質	「なお、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した増加費用とは、助燃材等の増加等の追加的な費用をいう」とありますが、ごみ中のS分、C1分が計画ごみ質の範囲を逸脱した際に生じる薬品使用量の増加分も「増加費用」に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	元素組成については基準ごみについて示したものであり、計画ごみ質の範囲を逸脱するという解釈には該当しません。よって当該条項には該当しません。
21	11	47	2			ごみ質	「なお、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した増加費用とは、助燃材等の増加等の追加的な費用をいう」とありますが、ごみ中の灰分が計画ごみ質の範囲を逸脱した際に生じる運搬費用の増加分も「増加費用」に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	運営委託契約書（案）第47条第2項に記載されているとおり、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を乙が合理的に説明し、甲が当該説明の内容に同意した時は含まれます。
22	12	48	3			ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合の対応	甲がプラント等の改修を委託する乙以外の第三者に対し、第71条（秘密の保持）に規定される守秘義務が課せられるものとの解釈でよろしいでしょうか。	組合とプラント等の改修を委託する受託者以外の第三者間で締結される各契約書に規定される守秘義務は課せられます。
23	24	51			別紙4-1	委託費の内訳	変動費について、例えば、炉の立上下げに供する燃料費は、ごみ量が増加することによって、必ずしも増加するものではありません。合理的な説明が可能な範囲において、当該項目を固定費にシフトして提案してもよろしいでしょうか？ （当該項目に係る改定指標及び40号様式の作成も同様）	変更は認めません。
24	24	51			別紙4-1	委託費の内訳	管理棟で費組合員が使用される電気、水道等の光熱水費は委託費に含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。	委託費に含むものとします。
25	24	51			別紙4-1	委託費の内訳	固定費の「負担金等」について、運営事業者が負担すべき税金以外見込むべきものはないと考えますが、具体的に組合にて想定されている運営事業者が見込むべき負担金があればご教示ください。	現在想定されるものはありません。
26	26	51			別紙4-3 2(2)	その他費用（基準売電量超過に係る対価）について	「ごみ1ト当たり基準売電量=改定前のごみ1ト当たり基準売電量×（3年間の平均低位発熱量/基準低位発熱量）」とありますが、ごみ1ト当たりの基準売電量は、低位発熱量に必ずしも比例するものではないことから、改定時にご協議頂けるようご検討頂きたく。	運営委託契約書（案）に記載しているとおりとします。
27	26	51			別紙4-3	その他費用（基準売電量超過に係る対価）について	売電を予定している電気事業者をご教示いただけないでしょうか。	応募者が提案する上で必要ない事項であるため、回答いたしません。

運営委託契約書（案）に対する質問の回答

NO	頁	条	項	号	別紙	項目	質問等	回答
28	26	51			別紙4-3	その他費用(基準売電量超過に係る対価)について	参考までに既設炉の売電単価を御教示願います。	応募者が提案する上で必要ない事項であるため、回答いたしません。
29	26	51			別紙4-3	その他費用(基準売電量超過に係る対価)について	「甲は、電気事業者と余剰電力購入契約を締結し、料金の受取を行う」とありますが、アンシラリー料金は発電設備を電力会社の供給設備に電氣的に接続する場合の品質維持コストであるため、余剰電力購入契約を締結して頂く貴組合にてお支払いいただけたとの解釈でよろしいでしょうか。	発電設備を電力会社の特別高圧電線路へ連系する際のアンシラリーサービス料金は、廃棄物発電設備については、当面の間負担の対象外となっておりますが、負担が必要となった場合は組合が負担します。
30	29	52	3		別紙5	委託費の改定方法	25年にわたる長期の事業なので物価変動を予想することが不可能であり、実態と乖離する事態が生じる場合には、甲乙双方より協議ができるものと理解してよろしいでしょうか。	運営委託契約書（案）に記載しているとおりとします。ただし、特別な事情が生じた場合には、別紙5「3 例外的な改訂方法の採用」により、協議することもあります。
31	28	52	1	(1)	別紙5	委託費の改定方法	入札時あるいは契約時に採取できるデータが基準値となるのではないのでしょうか。 「速報値・確報値を問わず…」とありますが、確報値を採用しないと時系列データの扱いができないと思われまます。	、ともに運営委託契約書（案）に記載しているとおりとします。
32	28	52	1	(1)	別紙5	委託費の改定方法 1回目の改訂	「本件契約締結時の各改訂指数の平均値（平成22年9月から平成23年8月までの平均値）」を用いるとありますが、平成23年8月までの間に、予期せぬ事由による突発的な物価変動が生じ、物価指数の平均値がイレギュラーな値となることにより、事業費用算出時の物価市況との整合が取れない状況が発生した場合は、「本別紙5 3 例外的な改訂方法の採用」に基づき、協議頂けるものとの解釈でよろしいでしょうか。	一時的な要因により改定指数の一部又は全部に、短期的又は突発的な変動が生じ、当該変動が平均値に大きな影響を与える場合等、特別な事象が生じた場合は、「3 例外的な改訂方法の採用」に規定するところにより、協議するものとします。
33	14	55				不可抗力による負担	1項の「当該費用の負担は事業年度毎に計算する」とありますが、この意味は1事業年度内で数回の不可抗力があった場合でも受託者の負担する費用は、1事業年度の委託費の100分の1までという意味との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	14	55				不可抗力による負担	DBOやBTOなどの施設を事業者が所有していないPFI事業では、不可抗力で施設自体の修復が必要な場合、事業者の負担範囲にはならないのが標準と思われまます。本事業では施設の修復も事業者が一部負担することになっており、一度災害等が生じた場合、1%では事業への影響があるため、少額な負担(例えば、数十万～100万円以下)とならないでしょうか。	運営委託契約書（案）に記載しているとおりとします。
35	14	56				運営期間終了時の取扱い	平成53年4月以降に本施設の稼働は無いと聞いていますが、「全機能検査」や「本施設の運転、維持管理に必要な書類等」も必要ですか。	必要です。提出して下さい。
36	16	60	3			甲による解除	契約解除事由であり、かつ違約金等につながる重大な項目の記載ですが、第2項の項目に比べて、第3項(1)(3)の表現はあいまいと思われまます。想定される契約解除事由として具体的な記載はできないでしょうか。	本条第3項(1)(3)に記載の事由による契約解除は、運営委託契約書の他の条項に規定する乙の責による場合の対応(例：第58条、第59条)によっても改善されない場合等が想定されます。この場合においては、受託者は何らかの理由により、本契約の履行能力を欠いている又は履行する意思がない等の状況が想定されます。
37	30	69			別紙6	保険の加入	公共は建物災害共済に加入するという記載になっていますが、これは(社)全国市有物件災害共済会の運営する建物総合損害共済のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	30	69			別紙6	保険の加入	公共は建物災害共済に加入するという記載になっていますが、その内容(てん補責任の範囲、免責等)についてご教示願います。	別紙の建物総合損害共済のとおりです。
39	30	69			別紙6	保険の加入	公共は建物災害共済に加入するという記載になっていますが、万一受託者の責めに帰すべき事由により発生した施設損害につき当該建物災害共済による補償が可能であった場合に、公共はまず当該損害につき建物災害共済の共済金を充当した上で、不足分等の公共の被った損害を受託者に損害賠償するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	18	70				公租公課の負担	事業期間中に、消費税率が増加した場合、当該増加分についても甲にて負担頂けるものとの解釈でよろしいでしょうか。	事業期間中に消費税率が増加した場合、受託者の本業務の実施に追加費用が生じるときは、組合が合理的な範囲でこれを負担します。また、事業期間中に消費税率が減少した場合は、受託者の本業務の実施に削減費用が生じるときは、組合は消費税率の減少分は支払いません。
41	19	71	1			秘密の保持	乙の株主(構成員)は、条文中の第三者にあたらぬとの解釈でよろしいでしょうか。	第三者に該当します。